

広島県告示第三百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
自然現象の種類	原因となる発生原		
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	広島県広島市東区中山東三丁目及び同市東区中山上一丁目地内	土砂災害警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	表区域の示の	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。